

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
本則 第4章 市民に開かれた議会 (議会報告会の実施) 第11条 議会は、<u>原則として定例会ごとに</u>議員による議会報告会を開催します。 第5章 議会への市民参加 (積極的な市民協議の場の開設) 第17条 議会は、<u>定例会ごとに</u>議員による意見交換会、まちづくり討論会等を実施するなど、市民との話合いの場を積極的に設けます。	本則 第4章 市民に開かれた議会 (議会報告会の実施) 第11条 議会は、_____議員による議会報告会を開催します。 第5章 議会への市民参加 (積極的な市民協議の場の開設) 第17条 議会は、_____議員による意見交換会、まちづくり討論会等を実施するなど、市民との話合いの場を積極的に設けます。